

男女雇用機会均等法が変わります！！

— 平成19年4月1日スタート —

職場に働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めた改正男女雇用機会均等法がスタートします。

改正のポイント

男女雇用機会均等法

1 性別による差別禁止の範囲の拡大

(1) 男性に対する差別も禁止されます

(女性に対する差別の禁止が男女双方に対する差別の禁止に拡大され、男性も均等法に基づく調停など個別紛争の解決援助が利用できるようになります)

(2) 禁止される差別が追加、明確化されます

(募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・解雇に加えて降格、職種変更、パートへの変更などの雇用形態の変更、退職勧奨、雇止めについても、性別を理由とした差別は禁止されます)

(配置については、同じ役職や部門への配置であっても権限や業務配分に差がある場合異なった配置となり、性別を理由とした差別は禁止されます)

(3) 間接差別が禁止されます

性別以外の事由を要件とする措置でも、省令で定める措置については、業務遂行上の必要などの合理的な理由がない場合には間接差別として禁止されます

※ 省令では以下のように定められています

(① 募集・採用に当たり、労働者の身長、体重又は体力を要件とすること)

(② コース別雇用管理における総合職の募集・採用に当たり、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること)

(③ 昇進に当たり、転勤の経験があることを要件とすること)

2 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

(1) 妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とする解雇に加え、省令で定める理由による解雇その他不利益取扱いも禁止されます

※ 追加された不利益取扱いの理由は、省令において以下のように定められています

(均等法の母性健康管理措置を受けたこと)

(労働基準法の母性保護措置を受けたこと)

(妊娠又は出産に起因する能率低下又は労働不能が生じたこと) 等

※ 何が不利益取扱いに当たるかについては、指針において以下のように例示されています

(解雇、雇止め) (減給、賞与等の不利益な算定)

(退職、契約内容変更の強要) (不利益な配置の変更)

(降格) 等

(2) 妊娠中や産後1年以内に解雇された場合、事業主が妊娠・出産・産前産後休業の取得その他の省令で定める理由による解雇でないことを証明しない限り、解雇は無効となります

3 セクシュアルハラスメント対策

職場でのセクシュアルハラスメント対策については、これまでも配慮が求められてきたところですが、男性に対するセクシュアルハラスメントも含めた対策を講じることが義務となります

対策が講じられず是正指導にも応じない場合企業名公表の対象となるとともに、紛争が生じた場合、男女とも調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります

(注) この規定は派遣先の事業主にも適用されます

4 母性健康管理措置

事業主は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するとともに、妊産婦が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするための措置(時差通勤、休憩回数の増加、勤務時間の短縮、休業等)を講じることが義務となっています。

こうした措置が講じられず是正指導にも応じない場合企業名公表の対象となるとともに、紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります

5 ポジティブ・アクションの推進

ポジティブ・アクション(男女間の格差解消のための積極的取組)に取り組む事業主が実施状況を公開するに当たり、国の援助を受けることができます

6 過料の創設

厚生労働大臣(都道府県労働局長)が事業主に対し、男女均等取扱いなど均等法に関する事項について報告を求めたにもかかわらず、事業主が報告をしない、又は虚偽の報告をした場合は過料に処せられます

労働基準法

女性の坑内労働の規制緩和

女性の坑内労働について、女性技術者が管理・監督業務を行えるように規制が緩和されます

施行期日

平成19年4月1日

☆ 改正男女雇用機会均等法等のお問い合わせ

☆ 職場での男女均等取扱い、セクシュアルハラスメント、母性健康管理、育児・介護休業法、パートタイム労働法についてのご相談、困りごとは・・・

お気軽にお近くの **労働局雇用均等室** へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京都	03-3818-8408	滋賀県	077-523-1190	香川県	087-831-3762
青森県	017-734-4211	神奈川県	045-211-7380	京都府	075-241-0504	徳島県	089-935-5222
岩手県	019-604-3010	新潟県	025-234-5928	大阪府	06-6941-8940	高知県	088-885-6041
宮城県	022-299-8844	富山県	076-432-2740	兵庫県	078-367-0820	福岡県	092-411-4894
秋田県	018-862-6684	石川県	076-265-4429	奈良県	0742-32-0210	佐賀県	0952-32-7218
山形県	023-624-8228	福山県	0776-22-3947	和歌山県	073-421-6157	熊本県	095-801-0050
福島県	024-536-4609	山梨県	055-225-2859	鳥取県	0857-29-1709	大分県	096-352-3865
茨城県	029-224-6288	長野県	026-227-0125	徳島県	0852-51-1161	宮崎県	097-532-4025
栃木県	028-633-2795	岐阜県	058-263-1220	高松市	086-224-7639	鹿児島県	0985-38-8827
群馬県	027-210-5009	静岡県	054-252-5310	高松市	082-221-9247	沖縄県	099-222-8446
埼玉県	048-600-6210	愛知県	052-219-5509	高松市	083-995-0390		098-868-4380
千葉県	043-221-2307	三重県	059-226-2318	高松市	088-652-2718		